

県政記者クラブ各位

富岡興業株式会社に対する行政処分について

標記の業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、同業者が有する産業廃棄物の処理に関する全ての許可（下記2のとおり）の取消しを行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

福島県福島市森合字森下15番地の7  
富岡興業株式会社（代表取締役 富岡 理行）

2 処分の内容

- (1) 産業廃棄物処理業に関する以下の許可の取消処分  
根拠法令：法第14条の3の2第1項第1号
  - ・産業廃棄物収集運搬業（平成17年6月20日許可）
  - ・産業廃棄物処分業（平成20年1月29日許可）
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する以下の許可の取消処分  
根拠法令：法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第1号
  - ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（平成20年7月8日許可）
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置に関する以下の許可の取消処分  
根拠法令：法第15条の3第1項第1号
  - ・汚泥の脱水施設（平成14年9月20日許可）設置場所：移動式

3 処分の理由

富岡興業株式会社は、平成21年11月26日付けで福島県知事から産業廃棄物収集運搬業等の許可の取消し処分を受けた。

このことにより、同社は、法が定める欠格要件（法14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニ「許可を取り消され、その消しの日から5年を経過しない者」）に該当するに至ったため、同社が有する産業廃棄物の処理に関する全ての許可の取消処分を行ったもの。

4 処分年月日

平成21年12月22日

担当：山形県文化環境部循環型社会推進課 監視指導担当 細矢、川井 (023-630-3021)
---